○経済産業省令第三十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第四十六条第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　**直樹**

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)～(3)　［略］ (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる軽微な修理 三～九　（略） 十　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）に係る次に掲げる修理 ［削る］ ［削る］ イ　令第二条第十七号イからリまでに掲げる濃度計に係る次に掲げる修理 (1)　配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え (2)　光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え	（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)～(3)　［略］ (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書に掲げる軽微な修理 三～九　（略） 十　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）に係る次に掲げる修理 イ　配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え ロ　光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え ［新設］ ハ　プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限る。） ［新設］

(3)　プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限る。）	［新設］
ロ　令第二条第十七号ヌに掲げる濃度計に係る日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）附属書に掲げる軽微な修理	［新設］
ハ　令第二条第十七号ルに掲げる濃度計に係る日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）附属書に掲げる軽微な修理	［新設］
十一・十二　［略］	十一・十二　［略］
2　［略］	2　［略］
（簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。	（簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一　［略］	一　［略］
二　質量計に係る次に掲げる修理	二　質量計に係る次に掲げる修理
イ　［略］	イ　［略］
ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理	ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる簡易修理	(4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書に掲げる簡易修理
ハ　［略］	ハ　［略］
三～十一　［略］	三～十一　［略］
十二　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる修理	十二　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる修理
［削る］	イ　光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーター又はオゾン発生器の取替え
［削る］	ロ　温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え
	ハ　電気回路部品（当該濃度計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え